

いじめアプローチフロー

学校・教育委員会

教育的アプローチ

学校による3か月の見守り期間中も監察課による被害児童等の登校状況や安全を確認

教育的指導、いじめに関する指導・見守りに専念

いじめ行為が止んだことを確認した後、教育的アプローチへ移行

3か月の見守り期間経過後、問題なし

教育的アプローチによる見守りへ再度移行

監察課

行政的アプローチ

いじめの終結を確認

通報相談を受理後、迅速に調査等を行い、1か月以内にいじめ行為が止むよう対応

必要に応じ、学校等に対して勧告【加害者の出席停止、クラス替えなど】

いじめの終結確認後、6か月の間、保護者等に直接手紙等を送付し、いじめの再発の有無などを確認

いじめ判定会議の開催

さらに確認を継続

問題なし
完全に終結

なおも解決しない場合

外部機関

法的アプローチ

被害者側が行う警察への告訴、民事での訴訟の手続を支援し、弁護士費用の補助も検討